

ミシンの販売に関する情報提供

福岡市消費生活センターでは、ミシンの販売を行っている事業者に対し、福岡市消費生活条例第22条第1項に基づき調査を行った結果、同条例第21条第1項に規定する不当な取引行為を行っていると認められたため、平成18年11月28日、同第22条第2項に基づき是正指導を行いましたので情報提供します。

消費者被害を未然に防止するため、一般的な手口や対処法等について報道方よろしくお願ひします。

1 是正指導の概要

(1) 是正指導を行った不当な取引行為の内容

- 消費者が折り込みチラシを見て注文したミシンについて、基本的に消費者が行う必要がない下糸調整などの難しい操作を消費者がしなければならないと誤認させ、他の高額商品の購入契約の勧誘をした（福岡市消費生活条例第21条第1項第1号に該当）。
- 消費者が注文したミシンの配達時に、事前に販売目的を告げずに他の高額商品の購入契約を勧誘した（福岡市消費生活条例第21条第1項第1号に該当）。

(2) 是正を求めた事項

- ミシンは、標準的な糸調整をしてすぐに縫える状態で消費者に引き渡すべきであり、基本的に消費者が行う必要のない下糸調整を消費者にさせるなど、消費者が注文したミシンの扱いがことさら難しいと誤認させないこと。
- 消費者が注文した商品の配達時に、注作品以外の商品の購入契約を勧誘しないこと。注作品以外の商品を勧誘する場合は、事前に消費者に対しその旨を明らかにし、消費者が勧誘を拒む場合には勧誘しないこと。

2 該当事業者に関する相談の概要

(1) 相談状況

①相談件数

| | 件数 |
|------------|----|
| 17年度 | 28 |
| 18年度(10月末) | 17 |
| 合計 | 45 |

③契約当事者の年代別相談件数

| | 件数 | 割合(%) |
|-------|----|-------|
| 20才未満 | 0 | 0.0% |
| 20才代 | 5 | 11.1% |
| 30才代 | 16 | 35.6% |
| 40才代 | 5 | 11.1% |
| 50才代 | 6 | 13.3% |
| 60才代 | 4 | 8.9% |
| 70才以上 | 5 | 11.1% |
| 年代不明 | 4 | 8.9% |
| 合計 | 45 | 100% |

②契約当事者の性別相談件数

| | 件数 | 割合(%) |
|------|----|-------|
| 男性 | 2 | 4.4% |
| 女性 | 41 | 91.1% |
| 性別不明 | 2 | 4.4% |
| 合計 | 45 | 100% |

(2) 相談内容

- 新聞の折り込みチラシを見て、格安の電動ミシンを購入した。配達に来た担当者から「糸調整が大変だ」と説明を受けた。実際に 20 センチほど縫うと糸が絡まって縫えなくなった。業者に連絡すると、高額なミシンとの買い換えを勧めるが納得できない。安いミシンであっても広告に掲載している商品が縫えないのはおかしいのではないか。
- 折り込み広告を見て、8,200 円の電動ミシンを電話で注文したが、商品を配達に来た担当者から「安いミシンは使い勝手が悪く、すぐ故障し修理費もかかる」と言われ、30 万円程の商品を勧められ契約した。メーカーに問い合わせたら「高いミシンは付加的な機能がついているだけで、安いミシンも基本的な機能は変わらない」と言われた。

3 対処法について

- 折り込みチラシや広告に掲載されている低額の商品を注文した際、業者が低額商品の使いづらさを強調し、高額商品の購入を勧める場合があります。業者の説明に納得がいかない場合や予算に比べて高額な商品を勧められた場合はすぐに契約せず、商品の機能についてメーカーに問い合わせたり、商品の必要性等をよく検討してから契約しましょう。
- 注文した商品を業者が届けに来たときに、別の商品を勧誘する行為は訪問販売に該当します。訪問販売の場合は、契約書受領日から 8 日以内は商品を使用していても、クーリング・オフにより無条件で解約できます。
- クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法に問題がある場合などは、契約の取り消しができることもあります。あきらめずに早めにセンターにご相談ください。

| |
|---|
| 問い合わせ先：消費生活センター 相談指導担当 吉村・増淵 啓発担当 阿部・井上 TEL：712-2929 FAX：712-2765 |
|---|